

周易正義訓讀 — 噬嗑卦・賁卦 —

野間 文史

凡例

- 一 本稿は、唐・孔穎達奉勅撰周易正義の訓読訳である。
- 二 底本は、嘉慶二十年（一八一五）江西南昌府学開雕の「阮刻十三經注疏本」を基本に、主として以下の諸本と対校して作成した筆者の「校定本」を用いる。その根拠となる「校勘記」は、後に併せて掲載した。
 - ◎單疏本『周易正義』（宋刊遞修 北京図書館蔵 北京人文科学研究所影傳氏宋本・易經集成本・中華再造善本 「單疏本」と略称。）
 - ◎八行本『周易注疏』（宋孝宗頃兩浙東路茶塩司刊 足利学校蔵 汲古書院影印本 「足利八行本」と略称。）
 - ◎廣島大學所蔵舊鈔本『周易正義』（「廣大本」と略称。）
- 三 上記諸本以外について、また阮元校勘記以後の校勘記については、拙論「廣島大學蔵舊鈔本『周易正義』攷附校勘記」、『廣島大學文學部紀要』第53卷特輯号1 一九九五年 後『五經正義の研究』所収）を参照されたい。
- 四 本稿の本文は校定した経・伝・注（王弼注〔一〕内）・疏文とその校勘記、訓読文の順である。

震下
離上
噬嗑、亨。利用獄。

〔噬、嚙也。嗑、合也。凡物之不親、由有間也。物之不齊、由有過也。有間與過、嚙而合之、所以通也。刑克以通、獄之利也。〕
 「疏正義曰、「噬嗑亨」者、噬、嚙也。嗑、合也。物在於口、則隔其上下。若嚙去其物、上下乃合而得「亨」也。此卦之名、假借口象以爲義、以喻刑法也。凡上下之間、有物間隔、當須用刑法去之、乃得亨通、故云「噬嗑亨」也。「利用獄」者、以刑除間隔之物、故「利用獄」也。

噬嗑は、亨る。獄を用ふるに利あり。

〔「噬」は齧なり。「嗑」は合なり。凡そ物の親しまざるは、間有るに由るなり。物の齊はざるは、過有るに由るなり。間と過と有れば、齧みて之れを合するは、通ずる所以なり。刑の克は合なり。物口に在れば、則ち其の上下を隔つ。若し其の物を齧み

以て通ずるは、獄の利あることなり。〕
 「疏」正義に曰はく、「噬嗑は亨る」とは、「噬」は齧（かむ）なり。「嗑」は合なり。物口に在れば、則ち其の上下を隔つ。若し其の物を齧み

去れば、上下は乃ち合して「亨る」を得るなり。此の卦の名は、口象を假借して以て義と爲し、以て刑法に喩ふるなり。凡そ上下の間に、物有りて間隔すれば、當須まさに刑法を用ひて之れを去りて、乃はじめて亨通するを得べし、故に「噬嗑は亨る」と云ふなり。
 「獄を用ふるに利あり」とは、刑を以て間隔の物を除く、故に「獄を用ふるに利ある」なり。

象曰、頤中有物、曰「噬嗑」。

〔頤中有物、齧而合之、「噬嗑」之義也。〕

〔疏〕正義曰、此釋「噬嗑」名也。案、諸卦之象、先標卦名、乃後言曰某卦、曰同人、曰大有、曰小畜之類是也。此發首不疊卦名者、若義幽隱者、先出卦名、後更以卦名結之。若其義顯露、則不先出卦名。則此「頤中有物曰噬嗑」之類、其事可知、故不先出卦名。此乃夫子因義理文勢、隨義而發、不爲例也。

〔乃後言曰某卦〕 ◎廣大本・嘉業堂本に従い、諸本の「復」字を改める。

象に曰はく、頤〔あご〕中に物有るを、「噬嗑」と曰ふ。

〔頤中に物有りて、齧みて之れを合するは、「噬嗑」の義なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、此れ「噬嗑」の名を釋するなり。案ずるに諸卦の〔象〕は、先づ卦名を標し、乃ち後に「某卦と曰ふ」と言ふ。「曰同人」、「曰大有」、「曰小畜」の類はれなり。此れ發首に卦名を疊ねざるは、若し義の幽隱なる者は、先づ卦名を出だし、後に更に卦名を以て之れを結ぶ。若し其の義の顯露なるは、則ち先には卦名を出

ださず。則ち此の「頤中有物曰噬嗑」の類、其の事は知るべし、故に先には卦名を出ださず。此れ乃ち夫子義理の文勢に因り、義に隨ひて發するにて、例と爲さざるなり。

噬嗑而亨。

〔有物有間、不齧不合、无由「亨」也。〕

〔疏〕正義曰、釋「亨」義、由「噬嗑」而得「亨」也。

噬かみあはせて亨る。

〔物有りて間有り、齧まざれば合はざるは、「亨る」に由る无きなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「亨」の義を釋す。「噬嗑」に由りて「亨る」を得るなり。

剛柔分、動而明。雷電合而章。

〔剛柔分動、不濶乃明、雷電并合、不亂乃章、皆「利用獄」之義。〕

〔疏〕「剛柔分動」至「合而章」。

○正義曰、釋「利用獄」之義。剛柔既分、不相濶雜、故動而顯明也。雷電既合、而不錯亂、故事得彰著。明而且著、可以斷獄。剛柔分謂震剛在下、離柔在上。「剛柔」云「分」、「雷電」云「合」者、欲見「明」之與「動」、各是一事、故「剛柔」云「分」也。明、動雖各一事、相須而用、故「雷電」云「合」。但易之爲體、取象既多。若取分

義、則云「震下離上」。若取合義、則云離、震合體、共成一卦也。此釋二象「利用獄」之義也。

○注「剛柔分動」至「用獄之義」。

○正義曰、「雷電并合、不亂乃章」者、彖文唯云「雷電合」、注云「不亂乃章」者、不亂之文、以其上云「剛柔分」。『剛柔分』則是「不亂」、故云「雷電并合、不亂乃章」也。

「故事得彭著」

阮校

「補」毛本「彭」作「彰」。案「彰」字是也。◎單

疏本・廣大本・足利八行本は「彰」字に作る。これが正しい。

剛柔分かれ、動きて明らかなり。雷電合して章あきらかなり。

「剛柔分かれて動き、溷みだれざれば乃ち明らかなり。雷電並びに合し、亂れざれば乃ち章らかなり。皆な「獄を用ふるに利ある」の義なり。」

「疏」「剛柔分動」より「合而章」に至るまで。

○正義に曰はく、「獄を用ふるに利あり」の義を釋す。剛柔既に分かれ、相溷こんざつせず、故に動きて顯明なるなり。雷電既に合し、而して錯亂せず、故に事は彰著なるを得。明らかにして且つ著はるるは、以て獄を斷ずべし。「剛柔分かる」とは〈震〉剛の下に在り、〈離〉柔の上に在るを謂ふ。「剛柔」に「分」と云ひ、「雷電」に「合」と云ふは、「明」と「動」とは、各おのは是れ一事なるを見みさんと欲し、故に「剛柔」に「分」と云ふなり。「明」「動」は各おのの一事なりと雖も、相須あひたちて用ふ、故に「雷電」に「合」と云ふなり。

但だ《易》の體爲る、象を取ること既に多し。若し「分」義を取れば、則ち「震」下「離」上」と云ひ、若し「合」義を取れば、則

ち「離」〈震〉合體」と云ひ、共に一卦を成すなり。此れ二〈象〉の「利用獄」の義を釋するなり。

○注の「剛柔分動」より「用獄之義」に至るまで。

○正義に曰はく、「雷電並びに合し、亂れざれば乃ち章らかなり」とは、〈彖〉文には唯だ「雷電合」と云ふのみなるも、注に「亂れざれば乃ち章らかなり」と云ふは、「不亂」の文、其の上に「剛柔分」と云ひ、「剛柔分」とは則ち是れ「不亂」なるを以て、故に「雷電並びに合し、亂れざれば乃ち章らか」と云ふなり。

柔得中而上行、雖不當位、「利用獄」也。

「謂五也。能爲齧合而通、必有其主、五則是也。「上行」謂所之在進也。凡言「上行」、皆所之在貴也。雖不當位、不害用獄也。」

「疏」「柔得中」至「用獄也」。

○正義曰、此釋爻有「利用獄」之義。陰居五位、是「柔得中」也。而「上行」者、既居上卦、意在向進、故云「上行」。其德如此。「雖不當位」者、所居陰位、猶「利用獄」也。

○注「謂五也」至「不害用獄也」。

○正義曰、凡言「上行」、皆所之在貴者。輔嗣此注、恐畏之適五位則是上行、故於此明之。凡言「上行」、但所之在進、皆曰「上行」、不唯向五位、乃稱「上行」也。故謙卦序彖云、「地道卑而上行」、坤體在上、故總云「上行」、不止五也。又損卦象云、「損下益上曰上行。」是滅下而益上卦、謂之「上行」、是亦不據五也。然則此云「上行」、及晉卦象云「上行」、既在五位而又稱上行、則似若王者、雖見在尊位、

猶意在欲進、仰慕三皇五帝可貴之道、故稱「上行」者也。

「所居陽位」 ◎ちなみに廣大本・海保本は「陰」字を「陽」字に作る。

「恐畏之適五位」 ◎ちなみに廣大本・嘉業堂本は「畏」字を「思」字に作る。

「坤體在上」 ◎阮刻本は「坤」字の下に「道」字を衍す。

「故總云上行不止也」 [阮校] 十行本闕「故」字。閔・監・毛本如此。錢本

・宋本「止」下有「五」字。◎單疏本・廣大本・足利八行本にも「五」字が有る。これが正しい。

「是減下云益上卦」 [阮校] 「補」閔・監・毛本作「是減三而益上卦」。案「減」

字是也。「三而」兩字猶誤。當作「是減下卦益上卦」。此「云」字與次行「卦」字正相並、互易而譌。◎單疏本・足利八行本は「是減三而益上

卦」に作り、廣大本・嘉業堂本・海保本は「是減下而益上卦」に作る。今は廣大本等に従う。

「及晉卦象卦」 [阮校] 「補」案下「卦」字當作「云」。以與前行「云」字

正相並、互易而譌也。◎單疏本・廣大本・足利八行本は「云」字に作る。

これが正しい。

柔中を得て上り行く。位に當たらざると雖も、「獄を用ふるに利ある」なり。

「五を謂ふなり。能く齧合を爲して通ずるは、必ず其の主有り、

五は則ち是れなり。「上行」とは之く所進むことに在るを謂ふなり。凡そ「上行」と言ふは、皆な之く所貴に在るなり。「位

に當たらざると雖も」、「獄を用ふるを害はざるなり。」

「疏」「柔得中」より「用獄也」に至るまで。

◎正義に曰はく、此れ文に「利用獄」の義有るを釋す。陰五位に居るは、是れ「柔中を得る」なり。而るに「上り行く」は、既に上卦に居るに、意は向かひ進むに在り、故に「上り行く」と云ふなり。其の德此の如くば、「位に當たらざると雖も」とは、居る所の陰位なるも、猶ほ「獄を用ふるに利ある」なり。

◎注の「謂五也」より「不害用獄也」に至るまで。

◎正義に曰はく、凡そ「上行」と言ふは、皆な之く所貴に在る者なり。輔詞の此の注は、五位に之適するは則ち是れ「上行」なるを恐畏る、故に此に於いて之れを明らかにす。凡そ「上行」と言ふは、但だ之く所進むに在るのみなるを、皆な「上行」と曰ひ、是れ唯だに五位に向かふのみ、乃ち「上行」と稱せざるなり。故に「謙」卦の「序」(象)に「地道は卑くして上行す」と云ふは、(坤)の體は上に在り、故に總じて「上行」と云ひ、五に止らざるなり。又た(損)卦の(象)に「下を損して上を益すを上行と曰ふ」と云ふは、是れ下を減じて上卦を益す、之れを「上行」と謂ふにて、是れも亦た五に據らざるなり。然らば則ち此に「上行」と云ふ、及び(晉)卦の(象)に「上行」と云ふは、既に五位に在りて又た「上行」と稱すれば、則ち王者見に尊位に在りと雖も、猶ほ意は進まんと欲するに在るが若きに似たり。三皇五帝の貴ぶべき道を仰慕す、故に「上行」と稱する者なり。

象曰、「雷電」「噬嗑」。先王以明罰敕法。

「疏」正義曰、「雷電噬嗑」者、但噬嗑之象、其象在口、雷電非噬嗑之

體、但「噬嗑」象外物、既有雷電之體、則雷電欲取明罰救法、可畏之義、故連云「雷電」也。

象に曰はく、「雷電」あるは「噬嗑」なり。先王以て罰を明らかにし法を救ふ。

「疏」正義に曰はく、「雷電あるは噬嗑」とは、但だ「噬嗑」の象は、其の口に在るを象るのみにて、「雷電」は噬嗑の體に非ず。但だ「噬嗑」は外物に象り、既に雷電の體有れば、則ち雷電は罰を明らかにし法を救へ、畏るべきの義に取らんと欲す、故に連ねて「雷電」を云ふなり。

初九、屨校滅趾、无咎。

〔居无位之地、以處刑初、受刑而非治刑者也。凡過之所始、必始於微、而後至於著。罰之所始、必始於薄、而後至於誅。過輕戮薄、故「屨校滅趾」、桎其行也。足懲而已、故不重也。過而不改、乃謂之過。小懲大誡、乃得其福、故「无咎」也。「校」者、以木絞校者也、即械也、校者取其通名也。〕

「疏」「初九」至「无咎」。

○正義曰、「屨校滅趾」者、屨謂著而履踐也、校謂所施之械也。處刑之初、居无位之地、是「受刑」之人、「非治刑」之主。「凡過之所始、必始於微」、積而不已、遂至於著。「罰之所始」、必始於薄刑、薄刑之不已、遂至於誅。在刑之初、過輕戮薄、必校之在足、足爲懲誡、故不復重犯。故校之在足、已沒其趾、桎其小過、誠其大惡、過而能

改、乃是其福。雖復「滅趾」、可謂「无咎」、故言「屨校滅趾无咎」也。

「桎其小過」**阮校** 閩・監・毛本同。浦鏜云「桎」當「懲」字誤。

初九、校を屨きて趾を滅る。咎無し。

〔无位の地に居りて、以て刑の初に處るは、刑を受けて刑を治むる者に非ざるなり。凡そ過の始まる所は、必ず微に始まり、而る後に著はるるに至る。罰の始まる所は、必ず薄に始まり、而る後に誅さるるに至る。過は軽く戮は薄し、故に「校を屨きて趾を滅る」は、其の行を桎すれば、懲らすに足るのみ、故に重ねざるなり。過ちて改めざれば、乃ち之れを「過」と謂ふ。小しく懲らし大いに誡め、乃ち其の福を得る、故に「咎无き」なり。「校」は木を以て絞校する者なり、即ち械なり、「校」は其の通名を取るなり。〕

「疏」「初九」より「无咎」に至るまで。

○正義に曰はく、「校を屨きて趾を滅る」とは、「屨」は著けて履み踐むを謂ひ、「校」は施す所の械を謂ふなり。刑の初に處り、无位の地に居るは、是れ「刑を受くる」の人にして、刑を治むるの主に非ず。「凡そ過の始まる所は、必ず微に始まり」、積みて已まざれば、遂に著はるるに至る。「罰の始まる所」は、必ず薄刑に始まり、薄く之れを刑して已まざれば、遂に誅さるるに至る。刑の初に在りては、過は軽く戮は薄く、必ず之れを校すること足に在りて、懲誡と爲すに足る、故に復や重ねて犯さず。故に之れを校すること足に在りて、已に其の趾を沒し、其の小過を桎し、其の大惡を誡め、過ちて能く改

むるは、乃ち是れ其の福なり。「趾を滅る」と雖復も、「无咎し」と謂ふべし、故に「校を履きて趾を滅る。咎無し」と言ふなり。

象曰、「屨校滅趾」、不行也。

〔過止於此。〕

〔疏〕正義曰、釋「屨校滅趾」之義。猶著校滅沒其趾也。小懲大誡、故罪過止息不行也。

象に曰はく、「校を履きて趾を滅る」は、行かざるなり。

〔過 此に止まるなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「校を履きて趾を滅る」の義を釋す。猶ほ校を著け其の趾を滅没するなり。小しく懲らし大いに誡む、故に罪過止息して行かざるなり。

六二、噬膚滅鼻、无咎。

〔噬、齧也。齧者、刑克之謂也。處中得位、所刑者當、故曰「噬膚」也。乘剛而刑、未盡順道、噬過其分、故「滅鼻」也。刑得所疾、故雖「滅鼻」而「无咎」也。〔膚〕者、柔脆之物也。〕

〔疏〕正義曰、六二處中得位、是用刑者。所刑中當、故曰「噬膚」。膚は柔脆之物、以喻服罪受刑之人也。「乘剛而刑、未盡順道、噬過其分」、故至「滅鼻」、言用刑大深也。「无咎」者、用刑得其所疾、謂刑中其理、故「无咎」也。

六二は、膚を噬みて鼻を滅す。咎無し。

〔「噬」は齧なり。齧とは刑を克くするを之れ謂ふなり。中に處り位を得、刑する所の者は當たる、故に「膚を噬む」と曰ふなり。

剛に乘りて刑し、未だ順道を盡くさず、噬むこと其の分を過ぐ、故に「鼻を滅す」なり。刑は疾む所を得、故に「鼻を滅す」と雖も而も「咎无き」なり。〔膚〕は柔脆の物なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、六二中に處り位を得るは、是れ刑を用ふる者なり。刑する所中にして當たる、故に「膚を噬む」と曰ふ。「膚」は是れ柔脆の物、以て罪に服し刑を受くるの人に喩ふるなり。

剛に乘りて刑し、未だ順道を盡くさず、噬むこと其の分を過ぐ、故に「鼻を滅す」に至るなり。刑を用ふること大いに深きを言ふなり。「咎無し」とは、刑を用ふること其の疾む所を得るにて、刑其の理に中たるを謂ふ、故に「咎无き」なり。

象曰、「噬膚滅鼻」、乘剛也。

〔疏〕正義曰、「乘剛」者、釋「噬膚滅鼻」之義。以其乘剛、故用刑深也。

象に曰はく、「膚を噬みて鼻を滅す」は、剛に乗ればなり。〔疏〕正義に曰はく、「剛に乗る」とは、「膚を噬みて鼻を滅す」の義を釋す。其の剛に乗るを以て、故に刑を用ふること深きなり。

六三、噬腊肉、遇毒、小吝无咎。

〔處下體之極、而履非其位、以斯食物、其物必堅。豈唯堅乎。將遇其毒。「噬」以喻刑人、「腊」以喻不服、「毒」以喻怨生。然承於四而不乘剛、雖失其正、刑不侵順、故雖「遇毒、小吝无咎」。〕

〔疏〕正義曰、「噬腊肉」者、「腊」是堅剛之肉也。「毒」者、苦惡之物也。三處下體之上、失正刑人、刑人不服。若齧其「腊肉」。非但難齧、亦更生怨咎、猶噬腊而難入、復遇其毒味然也。三以柔不乘剛、刑不侵順道、雖有遇毒之吝、於德亦无大咎、故曰、「噬腊肉遇毒、小吝无咎」也。

〔失政刑人〕 阮校 閩・監・毛本同。錢本・宋本「政」作「正」。◎單疏本・廣大本・足利八行本も「正」字に作る。これが正しい。

六三は、腊肉を噬みて、毒に遇ふ。小しく吝あり、咎無し。

〔下體の極に處り、而して其の位に非ざるを履み、斯を以て物を食ふも、其の物は必ず堅し。豈に唯だに堅きのみならんや、將に其の毒に遇はんとす。「噬」は以て人を刑するに喩へ、「腊」は以て服せざるに喩へ、「毒」は以て怨み生ずるに喩ふ。然れども四を承けて剛に乗らざれば、其の正を失ふと雖も、刑は順を侵さず、故に「毒に遇ふ」と雖も「小しく吝ありて咎无き」なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「腊肉を噬む」とは、「腊」は堅剛の肉なり。「毒」は苦惡の物なり。三下體の上に處り、正を失ひ人を刑し、刑人服せざること、其の「腊肉」を齧むが若し。但だに齧み難きのみ非

ず、亦た更に怨咎を生ずること、猶ほ腊を噬みて入れ難く、復た其の毒味に遇ふがごとく然るなり。三は柔を以て剛に乗らず、刑は順を侵さず、毒に遇ふの吝有りと雖も、徳に於いて亦た大咎無し、故に「腊肉を噬みて、毒に遇ふ。小しく吝あり、咎無し」と曰ふなり。

象曰、「遇毒」、位不當也。

〔疏〕正義曰、「位不當」者、謂處位不當也。

象に曰はく、「毒に遇ふ」は、位當たらざればなり。

〔疏〕正義に曰はく、「位當たらざ」とは、位に處ること當たらざるを謂ふなり。

九四、噬乾肺、得金矢。利艱貞、吉。

〔雖體陽爻、爲陰之主、履不獲中、而居其非位、以斯噬物、物亦不服、故曰「噬乾肺」也。金、剛也、矢、直也。「噬乾肺」而得剛直、可以利於艱貞之吉、未足以盡通理之道也。〕

〔疏〕正義曰、「噬乾肺」者、乾肺是嚙肉之乾者。履不獲中、居其非位、以斯治物、物亦不服、猶如「噬乾肺」然也。「得金矢」者、金、剛也。矢、直也。雖刑不能服物、而能得其剛直也。「利艱貞吉」者、既得剛直、利益艱難、守貞正之吉、猶未能光大通理之道、故象云「未光」也。

〔而居其非位〕 阮校 閩・監・毛本同。岳本・宋本・古本・足利本「其非」

作「非其」。孫志祖云據疏、應作「居非其位」。◎足利八行本はまさしく「而居非其位」に作る。

「居其非位以斯治物」**阮校** 錢本・宋本「其非」作「非其」。閩・監・毛本

「斯」下行「道」字。◎單疏本・廣大本・足利八行本は「居非其位」に作る。

九四は、乾肺を噬みて、金矢を得たり。艱貞に利あり、吉。

〔陽爻を體すと雖も、陰の主爲り、履むこと中を獲ずして、其の位に非ざるに居れば、斯を以て物を噬むも、物も亦た服せず、故に「乾肺を噬む」と曰ふなり。「金」は剛なり、「矢」は直なり。「乾肺を噬む」て剛直を得、以て艱貞の吉に利あるべきも、未だ以て通理の道を盡くすに足らざるなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「乾肺を噬む」とは、乾肺は是れ鬍肉〔肉のきりみ〕の乾したる者なり。履むこと中を獲ず、其の位に非ざるに居れば、斯を以て物を治むるも、物も亦た服せざること、猶ほ「乾肺を噬む」が如く然るなり。

「金矢を得」とは、「金」は剛なり、「矢」は直なり。刑物を服する能はずと雖も、而も能く其の剛直を得るなり。

「艱貞に利あり、吉」とは、既に剛直を得、艱難に利益し、貞正の吉を守るも、猶ほ未だ通理の道を光大にする能はず、故に（象）に「未だ光いならず」と云ふなり。

象曰、「利艱貞吉」、未光也。

象に曰はく、「艱貞に利あり、吉」とは、未だ光いならずなるなり。

六五、噬乾肉、得黃金、貞厲无咎。

〔乾肉、堅也。黃、中也。金、剛也。以陰處陽、以柔乘剛、以噬於物、物亦不服、故曰、「噬乾肉」也。然處得尊位、以柔乘剛而居於中、能行其戮者也。履不正而能行其戮、剛勝者也。噬雖不服、得中而勝、故曰「噬乾肉得黃金」也。己雖不正、而刑戮得當、故雖「貞厲」而「无咎」也。〕

〔疏〕「象曰」至「貞厲无咎」。

○正義曰、「噬乾肉」者、乾肉、堅也。以陰處陽、以柔乘剛、以此治罪於人、人亦不服、如似「噬乾肉」也。「得黃金」者、黃、中也。金、剛也。以居於中是黃也、「以柔乘剛」是金也。既中而行剛、「能行其戮、剛勝者」也。故曰「得黃金」也。「貞厲无咎」者、己雖不正、刑戮得當、故雖貞正自危而无咎害。位雖不當、而用刑得當、故象云「得當」也。

六五は、乾肉を噬みて、黄金を得たり。貞厲なるときは咎無し。

〔「乾肉」は堅きなり。「黄」は中なり。「金」は剛なり。陰を以て陽に處り、柔を以て剛に乗り、物を噬めば、物も亦た服せざるを以て、故に「乾肉を噬む」と曰ふなり。然れども處ること尊位を得、柔を以て剛に乗りて中に居り、能く其の戮を行ふ者なり。履むこと正しからずして能く其の戮を行ふは、剛勝つ者なり。〕

なり。噬みて服せずと雖も、中を得て勝つ、故に「乾肉を噬みて、黄金を得」と曰ふなり。己れ正しからずと雖も、而も刑戮は當を得、故に「貞厲」と雖も而も「咎无き」なり。」

「疏」「象曰」より「貞厲无咎」に至るまで。

○正義に曰はく、「乾肉を噬む」とは、乾肉は堅きなり。陰を以て陽に處り、柔を以て剛に乗るは、此を以て罪を人に治むるも、人は亦た服せざることを、「乾肉を噬む」に似たるが如し。

「黄金を得」とは、「黄」は中なり。「金」は剛なり。以て中に居るは是れ黄なり、「柔を以て剛に乗る」は是れ金なり。既に中にして剛を行ふは、「能く其の戮を行し、剛の勝つ者」なり。故に「黄金を得」と曰ふなり。

「貞厲なるときは咎無し」とは、己れ正しからずと雖も、而も刑戮は當を得、故に貞正と雖も、自ら危(or)厲：廣大本ふくして咎害無し。位當たらざと雖も、而も刑を用ふること當を得、故に〈象〉に「當を得」と云ふなり。

象曰、「貞厲无咎」、得當也。

象に曰はく、「貞厲なるときは咎无き」は、當を得ればなり。

上九、何校滅耳、凶。

〔處罰之極、惡積不改者也。罪非所懲、故刑及其首、至於「滅耳」〕。

及首非誠、「滅耳」非懲、凶莫甚焉。」

「疏」「象曰」至「滅耳凶」。正義曰、「何校滅耳凶」者、「何」謂擔荷、處罰之極、惡積不改、故罪及其首、荷擔枷械、滅沒於耳、以至誅殺。以其聰之不明、積惡致此、故象云「聰不明」也。

○注「處罰之極」至「凶莫甚焉」。

○正義曰、「罪非所懲」者、言其惡積既深、尋常刑罪、非能懲誅、故云「罪非所懲」也。「及首非誠、滅耳非懲」者、若罪未及首、猶可誠懼歸善也。罪已「及首」、性命將盡、非復可誠、故云「及首非誠」也。校既「滅耳」、將欲刑殺、非可懲改、故云「滅耳非懲」也。

「何校滅耳」**阮校** 石經・岳本・閩・監・毛本同。古本「何」作「荷」。(象)

同。釋文「何校」本亦作「荷」。下同。

「何謂擔荷」◎廣大本に従い、諸本の「擔何」を「擔荷」に改める。後の「荷擔」も同じ。

「尋常刑罪」◎阮刻本と廣大本のみ「常」字に作り、諸本は「當」字に作る。「常」字が正しい。

上九は、校を何ひて耳を滅る。凶。

上九は、校かせを何になひて耳みみを滅やぶる。凶。
〔罰の極に處り、惡積んで改めざる者なり。罪は懲らす所に非ず、故に刑 其の首に及びて、「滅耳」に至る。首に及ぶは誠むるに非ず、「耳を滅る」は懲らすに非ず、凶焉これより甚しきは莫し。〕

「疏」「象曰」より「滅耳凶」に至るまで。

○正義に曰はく、「校を何ひて耳を滅る。凶」とは、「何」は擔荷たしか〔になう〕を謂ふ。罰の極に處り、惡積んで改めず、故に罪 其の首に及び、枷械を荷擔し、耳を滅没し、以て誅殺に至る。其の聰の不明

を以て、惡を積みて此を致す、故に「象」に「聰は不明」と云ふなり。

○注の「處罰之極」より「凶莫甚焉」に至るまで。

○正義に曰はく、「罪は懲らす所に非ず」とは、言ふところは其の惡の積むこと既に深く、尋常の刑罪は、能く懲誡するに非ず、故に「罪は懲らす所に非ず」と云ふなり。

「首に及ぶは誠むるに非ず、耳を滅るは懲らすに非ず」とは、若し罪未だ首に及ばざれば、猶ほ誠懼して善に歸すべし。罪已に「首に及び」、性命將に盡きんとするは、復や誠むべきに非ず、故に「首に及ぶは誠むるに非ず」と云ふなり。「校」して既に「耳を滅り」、將に刑殺せんと欲するは、懲改すべきに非ず、故に「耳を滅る」は懲らすに非ず」と云ふなり。

象曰、「何校滅耳」、聰不明也。

〔聰不明、故不慮惡積、至於不可解也。〕

象に曰はく、「校を何ひて耳を滅る」は、聰不明なればなり。

〔聰不明なり、故に惡の積むを慮らず、解くべからざるに至るなり。〕

䷛ 離下
賁、亨。小利有攸往。

〔疏〕正義曰、「賁」飾也。以剛柔二象交相文飾也。「賁亨」者、以柔來文剛而得亨通、故曰「賁亨」也。「小利有攸往」者、以剛上文柔、不得中正、故不能大有所往、故云「小利有攸往」也。

賁は、亨る。小しく往く攸有るに利あり。

〔疏〕正義に曰はく、「賁」は飾なり。剛柔二象を以て交相文飾するなり。「賁は亨る」とは、柔來たりて剛を文りて亨通するを得るを以て、故に「賁は亨る」と曰ふなり。

「小しく往く攸有るに利あり」とは、剛上りて柔を文り、中正を得ざるを以て、故に大いには往く所有る能はず、故に「小しく往く攸有るに利あり」と云ふなり。

象曰、「賁亨」、柔來而文剛、故「亨」。分剛上而文柔、故「小利有攸往」。

〔剛柔不分、文何由生。故坤之上六來居二位、「柔來文剛」之義也。〕

柔來文剛、居位得中、是以「亨」。乾之九二、分居上位、分剛上而文柔之義也。剛上文柔、不得中位、不若柔來文剛、故「小利有攸往」。

〔疏〕「象曰」至「有攸往」。

○正義曰、「賁亨柔來而文剛、故亨」者、此釋「賁亨」之義。不直言「賁」連云「賁亨」者、由「賁」而致亨、事義相連也、若「大哉乾

元「以「元」連「乾」者也。「柔來而文剛、故亨」、柔來文剛、以文相飾、是賁義也。相飾即有爲亨、故云「賁亨」。「亨」之下不重、以「賁」字結之者、以「亨」之與「賁」相連而釋、所以「亨」下不得重結「賁」字。分剛上而文柔、故「小利有攸往」者、釋「小利有攸往」義。乾體在下、今分乾之九二、上上文飾坤之上六、是「分剛上而文柔」也。棄此九二之中、往居无位之地、棄善從惡、往无大利、故「小利有攸往」也。

○注「剛柔不分」至「小利有攸往」。

○正義に曰はく、坤之上六、何以來居二位不居於初三、乾之九二、何以分居上位不居於五者、乾性剛亢、故以己九二、上居坤極。坤性柔順、不爲物首、故以己上六下居乾之二位也。且若柔不分居乾二、剛不分居坤極、則不得文明以止故也。又陽本在上、陰本在下、應分剛而下、分柔而上、何因分剛向上、分柔向下者、今謂此本泰卦故也。若天地交泰、則剛柔得交。若乾上坤下、則是天地否閉、剛柔不得交、故分剛而上、分柔而下也。

「故小利有攸往」

〔阮校〕

「往」當作「往」。閩・監・毛本不誤。錢本・宋本下有「者」字。○單疏本・廣大本・足利八行本も「故小利有攸往者」

に作る。

「居坤極」

〔阮校〕

閩・監・毛本同。錢本・宋本上有「上」字。○單疏本・廣大本・足利八行本にも「上」字が有る。これが正しい。

「不爲順首」

〔阮校〕

閩・監・毛本同。錢本・宋本「順」作「物」。○單疏本・廣大本・足利八行本も「物」字に作る。これが正しい。

象に曰はく、「賁は亨る」とは、柔來たりて剛を文る、故に「亨る」。

剛を分かちて上りて柔を文る、故に「小しく往く攸有るに利あり」。

〔剛柔分かれば〕、文は何に由りて生ぜん。故に「坤」の上六來たりて二位に居るは、「柔來たりて剛を文る」の義なり。柔來たりて剛を文り、位に居ることを得、是を以て「亨」る。

〔乾〕の九二、分かれて上位に居るは、剛を分かち上りて柔を文るの義なり。剛上りて柔を文り、中位を得ざるは、柔來たりて剛を文るに若かず、故に「小しく往く攸有るに利あり」。

〔疏〕「象曰」より「有攸往」に至るまで。

○正義に曰はく、「賁は亨るとは、柔來たりて剛を文る、故に亨る」とは、此れ「賁亨」の義を釋す。直だに「賁」と言はず連ねて「賁亨」と云ふは、「賁」に由りて「亨」を致し、事義相連なればなり、「大いなるかな乾元」の「元」を以て「乾」に連ぬるが若き者なり。「柔來たりて剛を文る、故に亨る」とは、柔來たりて剛を文り、文を以て相飾るは、是れ「賁」の義なり。相飾るは即ち亨るを爲す有り、故に「賁は亨る」と云ふ。

「亨」の下に重ねず、「賁」字を以て之れを結ぶは、「亨」と「賁」と相連ねて釋するを以て、所以に「亨」の下に重ねて「賁」字を結ぶを得ず。剛を分かちて上りて柔を文る。故に「小しく往く攸有るに利あり」とは、「小しく往く攸有るに利あり」の義を釋す。〔坤〕の上下六に在り、今〔乾〕の九二を分かち、上に向かひて〔坤〕の上六を文飾するは、是れ「剛を分かちて上りて柔を文る」なり。此の九二の中を棄てて、无位の地に往居し、善を棄てて惡に従ひ、往きて大利無し、故に「小しく往く攸有るに利あり」なり。

○注の「剛柔不分」より「小利有攸往」に至るまで。

○正義に曰はく、〈坤〉の上六、何を以て來たりて二位に居り、初三に居らず、〈乾〉の九二、何を以て分かれて上位に居り、五に居らずとなれば、〈乾〉の性は剛亢、故に己の九二を以て、上りて〈坤〉の極に居り、〈坤〉の性は柔順、物の首と爲らず、故に己の上六を以て下りて〈乾〉の二位に居ればなり。且つ若し柔 〈乾〉の二に分居せず、剛 〈坤〉の極に分居せざれば、則ち「文明以て止まる」ことを得ざるが故なり。又た陽は本と上に在り、陰は本と下に在り、應に剛を分かちて下り、柔を分かちて上るべし。何に因りて剛を分かちて上に向かひ、柔を分かちて下に向かふ者ならんや。今此を謂ふは〈泰〉卦に本づくが故なり。若し天地交泰すれば、則ち剛柔交るを得。若し〈乾〉上り〈坤〉下れば、則ち是れ天地否閉し、剛柔交るを得ず、故に剛を分かちて上り、柔を分かちて下るなり。

剛柔交錯、天文也。

〔剛柔交錯而成文焉、天之文也。〕

〔疏〕正義曰、天之爲體、二象剛柔、剛柔交錯成文、是天文也。

剛柔交錯するは、天文なり。

〔剛柔交錯して文を成すは、天の文なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、天の體爲る、二は剛柔に象り、剛柔交錯して文を成すは、是れ天の文なり。

文明以止、人文也。

〔止物不以威武而以文明、人之文也。〕

〔疏〕正義曰、文明、離也。以止、艮也。用此文明之道、裁止於人、是人之文徳之教、此賁卦之象。既有天文、人文、欲廣美天文、人文之義、聖人用之以治於物也。

文明以て止まるは、人文なり。

〔物を止むるに威武を以てせずして文明を以てするは、人の文なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「文明」は〈離〉なり。「以て止まる」は〈艮〉なり。此の「文明」の道を用ひて、人を裁止するは、是れ人の文徳の教へなり。此の〈賁〉卦の象には、既に「天文」「人文」有りて、廣く「天文」「人文」の義を美みせんと欲し、聖人之れを用ひて、以て物を治むるなり。

觀乎天文、以察時變。觀乎人文、以化成天下。

〔解天之文、則時變可知也。解人之文、則化成可爲也。〕

〔疏〕正義曰、「觀乎天文、以察時變」者、言聖人當觀視天文、剛柔交錯、相飾成文、以察四時變化。若四月純陽用事、陰在其中、靡草死也。十月純陰用事、陽在其中、齊麥生也。是觀剛柔而察時變也。「觀乎人文以化成天下」者、言聖人觀察人文、則詩・書・禮・樂之謂。當法此教而「化成天下」也。

〔觀天之文則時變可知也觀人之文則化成可爲也〕

阮校

閔・監・毛本同。

岳本・宋本・古本・足利本二「觀」字作「解」。古本「爲」作「知」。釋文出「解天」、音蟹、下同。◎足利八行本は「解」字「爲」字に作る。これに従う。

「齊麥生也」**阮校** 闕・監・毛本同。錢本・宋本「齊」作「薺」是也。◎單疏本・廣大本・足利八行本も「薺」字に作る。これが正しい。

天文を觀て、以て時變を察し。人文を觀て、以て天下を化成す。

「天の文を解すれば、則ち時變は知るべきなり。人の文を解すれば、則ち化成爲すべきなり。」

「疏」正義に曰はく、「天文を觀て、以て時變を察す」とは、言ふころは聖人は當に天文の、剛柔交錯し、相飾りて文を成すを觀視し、以て四時の變化を察すべし。四月に純陽事を用ひ、陰 其の中に在り、靡草（風に靡くような枝葉の細かい草）の死れ、十月に純陰事を用ひ、陽 其の中に在り、薺麥（なつなとむぎ）の生ずるが若く、是れ剛柔を觀て時變を察するなり。

「人文を觀て、以て天下を化成す」とは、言ふころは聖人 人文を觀察するは、《詩》《書》《禮》《樂》に則るを之れ謂ふ。當に此の教へに法りて「天下を化成す」べきなり。

象曰、山下有火、賁。君子以明庶政、无敢折獄。

「處賁之時、止物以文明、不可以威刑、故「君子以明庶政」、而「无敢折獄」。

「疏」正義曰、「山下有火賁」者、欲見火上照山、有光明文飾也。又取

山含火之光明、象君子内含文明、以理庶政、故云「山下有火賁」也。「以明庶政」者、用此文章明達以治理庶政也。「无敢折獄」者、勿得直用果敢、折斷訟獄。

「故云山有火賁也」**阮校** 「補」毛本作「山下有火賁也」。案所加是也。◎單疏本・廣大本・足利八行本にも「下」字が有る。

象に曰はく、山下に火有るは、賁なり。君子 以て庶政を明らかにし、敢へて獄を折むること無し。

「（賁）の時に處り、物を止むるに文明を以てし、威刑を以てすべからず、故に「君子 以て庶政を明らかにし」、而して「敢へて獄を折むること無し」。

「疏」正義に曰はく、「山下に火有るは賁なり」とは、火上りて山を照らし、光明の文飾有るを見さんと欲するなり。又た山の 火の光明を含むこと、君子の 内に文明を含みて、以て庶政を理むるに象るに取る、故に「山下に火有るは賁」と云ふなり。

「以て庶政を明らかにす」とは、此の文章の明達を用ひて以て庶政を治理するなり。「敢へて獄を折むること無し」とは、直だに果敢を用ひて訟獄を折斷するを得る勿し。

初九、賁其趾。舍車而徒。

「在賁之始、以剛處下、居於无位、棄於不義、安夫徒步以從其志者也。故飾其趾、舍車而徒、義弗乘之謂也。」

「疏」正義曰、在賁之始、以剛處下、居於无位之地、乃棄於不義之車、

而從有義之徒步、故云「舍車而徒」。以其志行高潔、不苟就輿乘、是以義不肯乘、故象云「義弗乘」也。

初九は、其の趾を賁る。車を舍きて徒く。

〔賁〕の始に在り、剛を以て下に處り、无位に居り、不義を棄て、夫の徒步に安んじて以て其の志に従ふ者なり。故に其の趾を飾り、車を舍きて徒きし、義として乗らざるを之れ謂ふなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、〔賁〕の始に在り、剛を以て下に處り、无位の地に居り、乃ち不義の車を棄てて、有義の徒步に従ふ、故に「車を舍きて徒く」と云ふ。其の志行の高潔なるを以て、苟しくも輿乘に就かず、是を以て義として肯へて乗らず、故に〔象〕に「義として乗らず」と云ふなり。

象曰、「舍車而徒」、義弗乘也。

象に曰はく、「車を舍きて徒く」は、義として乗らざるなり。

六二、賁其須。

〔得其位而无應、三亦无應、俱无應而比焉、近而相得者也。〕
〔須〕之爲物、上附者也。循其所履以附於上、故曰「賁其須」也。〕

〔疏〕正義曰、「賁其須」者、須是上附於面、六二常上附於三、若似賁飾其須也。循其所履、以附於上、與上同爲興起、故象云「與上興」也。

也。

〔須是上須於面〕
阮校「補」毛本下「須」字作「附」。案「附」字是也。

◎單疏本・廣大本・足利八行本も「附」字に作る。これが正しい。

六二は、其の須を賁る。

〔其の位を得て應无く、三も亦た應无く、俱に應无くして焉に比し、近くして相得る者なり。〕
〔須〕の物爲る、上に附く者なり。其の履む所に循ひ、以て上に附く、故に「其の須を賁る」と曰ふなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「其の須を賁る」とは、「須」は是れ上面に附く。六二は常に上に三に附くこと、其の須を賁飾するに似たるが若きなり。其の履む所に循ひ、以て上に付き、上と同じく興起を爲す、故に〔象〕に「上と興る」と云ふなり。

象曰、「賁其須」、與上興也。

象に曰はく、「其の須を賁る」は、上と興るなり。

九三、賁如濡如。永貞吉。

〔處下體之極、居得其位、與二相比、俱履其正、和合相潤、以成其文者也。〕
既得其飾、又得其潤、故曰「賁如濡如」也。永保其貞、物莫之陵、故曰「永貞吉」也。〕

「疏」正義曰、「賁如濡如」者、賁如、華飾之貌。濡如、潤澤之理。居得其位、與二相比、和合文飾、而有潤澤、故曰、「賁如濡如」。其美如此、長保貞吉、物莫之陵、故象云「永貞之吉、終莫之陵」也。

九三は、賁ひじよ如たり濡じゆじよ如たり。永貞なれば吉。

〔下體の極に處り、居ること其の位を得、二と相比し、俱に其の正を履み、和合して相潤し、以て其の文を成す者なり。既に其の飾を得て、又た其の潤を得、故に「賁如たり濡如たり」と曰ふなり。永く其の貞を保ち、物之れを陵ぐもの莫し、故に「永貞なれば吉」と曰ふなり。〕

「疏」正義に曰はく、「賁如たり濡如たり」とは、「賁如」は華飾の貌、「濡如」は潤澤の理なり。居ること其の位を得、二と相比し、和合して文飾し、而して潤澤有り、故に「賁如たり濡如たり」と曰ふ。其の美此の如く、長く貞吉を保ち、物之れを陵ぐもの莫し、故に「象」に「永貞の吉は、終に之れを陵ぐもの莫し」と云ふなり。

象曰、「永貞」之「吉」、終莫之陵也。

象に曰はく、「永貞」の「吉」は、終に之れを陵ぐもの莫ければなり。

六四、賁如皤如、白馬翰如。匪寇、婚媾。

〔有應在初而闕於三、爲己寇難、二志相感、不獲通亨。欲靜則欽初之應、欲進則懼三之難、故或飾或素、內懷疑懼也。鮮潔其馬、「翰如」以待、雖履正位、未敢果其志也。三爲剛猛、未可輕犯、匪寇乃婚、終无尤也。〕

「疏」象曰永貞之吉」至「匪寇婚媾」。

○正義曰、「賁如皤如」者、皤是素白之色。六四有應在初、欲往從之、三爲己難、故己猶豫。或以文飾、故「賁如」也。或守質素、故「皤如」也。「白馬翰如」者、但鮮潔其馬、其色「翰如」、徘徊待之、未敢輒進也。「匪寇婚媾」者、若非九三爲己寇害、乃得與初爲婚媾也。

〔欲靜則疑初之應〕**阮校** 閔・監・毛本同。集解「疑」作「失」。岳本宋

本・古本・足利本作「欽」。◎足利八行本は「欽」字に作る。これに従う。

〔或以文飾〕◎阮刻本は「飾」字を「潔」字に誤刻する。

六四は、賁ひじよ如たり皤はんじよ如たり、白馬は翰かんじよ如たり。寇あだするに匪あちず、婚媾こんこうせんとす。

〔應初に在る有りて三に闕くたたり、己が寇難と爲り、二志相感じ、通亨するを獲ず。靜かならんと欲すれば則ち初の應を欽つしみ、進まんと欲すれば則ち三の難を懼る、故に或いは飾り或いは素にし、内に疑懼を懷くなり。其の馬を鮮潔にし、「翰如」として以て待ち、正位を履むと雖も、未だ敢へて其の志を果たさざるなり。三は剛猛爲れば、未だ輕がるしくは犯すべからず、寇あだするに匪あちず乃ち婚し、終に尤无きなり。〕

「疏」象曰永貞之吉」より「匪寇婚媾」に至るまで。

○正義に曰はく、「賁如たり皤如たり」とは、「皤」是れ素白の色なり。六四は應 初に在る有りて、往きて之れに従はんと欲し、三己の難と爲る、故に己れ猶豫す。或いは文を以て飾る、故に「賁如」たるなり。或いは質素を守る、故に「皤如」たるなり。

「白馬は翰如たり」とは、但だ其の馬を鮮潔にするのみにて、其の色は「翰如」として、徘徊して之れを待ち、未だ敢へて輒くは進まざるなり。

「寇するに匪ず、婚媾せんとす」とは、若し九三己が寇害と爲るに非ざれば、乃ち初と婚媾を爲すを得るなり。

象曰、六四當位、疑也。「匪寇、婚媾」、終无尤也。

「疏」正義曰、「六四當位疑」者、以其當位、得與初爲應、但礙於三、故遲疑也。若不當位、則與初非應、何須欲往而致遲疑也。「匪寇婚媾、終无尤」者、釋「匪寇婚媾」之義。若待匪有寇難、乃爲婚媾、則終无尤過。若犯寇難而爲婚媾、則終有尤也。

「若待匪有寇難」 ◎ちなみに廣大本・海保本は「待」字を「得」字に作る。

象に曰はく、六四は位に當たること疑はしきなり。「寇するに匪ず、婚媾せんとし」、終に尤无きなり。

「疏」正義に曰はく、「六四は位に當たること疑はし」とは、其の位に當たるを以て、初と應を爲すを得るも、但だ三に礙げらる、故に遲疑するなり。若し位に當たらざれば、則ち初と應するに非ざれば、

何ぞ往かんと欲して遲疑を致すを須たんや。

「寇するに匪ず、婚媾せんとし、終に尤无し」とは、「寇するに匪ず」の義を釋す。若し寇難有るに匪ざるを待ちて、乃ち婚媾を爲せば、則ち終に尤過無し。若し寇難を犯して婚媾を爲せば、則ち終に尤有るなり。

六五、賁于丘園、束帛戔戔。吝、終吉。

「處得尊位、爲飾之主、飾之盛者也。施飾於物、其道害也。施飾丘園、盛莫大焉、故賁于束帛、丘園乃落、賁于丘園、帛乃一戔戔」。用莫過儉、泰而能約、故必「吝」焉、乃得「終吉」也。」

「疏」六五賁于丘園」至「終吉」。

○正義曰、「賁于丘園」者、丘園は質素之處。六五「處得尊位、爲飾之主」。若能施飾在於質素之處、不華侈費用、則所束之帛、「戔戔」衆多也。「吝終吉」者、初時儉約、故是其「吝」也。必儉約之「吝」、乃得「終吉」、而有喜也。故象云「六五之吉、有喜」也。

○注「處得尊位」至「乃得終吉也」。

○正義曰、「爲飾之主、飾之盛者」、若宮室輿服之屬、五爲飾主。若施設華飾在於輿服宮館之物、則大道損害也。「施飾丘園盛莫大焉」者、丘謂丘墟、園謂園圃。唯草木所生、是質素之處、非華美之所。若能施飾、每事質素、與丘園相似、「盛莫大焉」。故「賁於束帛、丘園乃落」者、束帛、財物也。舉束帛言之、則金銀珠玉之等皆是也。若貴飾於此束帛珍寶、則素質之道乃隕落、故云「丘園乃落」也。「賁於丘園、帛乃戔戔」者、設飾在於丘園質素之所、則不糜費財物、束帛乃

「賤賤」衆多也。諸儒以爲若賁飾束帛、不用聘士、則丘園之士＊乃落也。若賁飾丘園之士與之、故束帛乃「賤賤」也。諸家注易、多爲此解。但今案、輔嗣之注全無聘賢之意、且爻之與象、亦无待士之文。輔嗣云、「用莫過儉、泰而能約、故必吝焉、乃得終吉。」此則普論爲國之道、不尚華侈、而貴儉約也。若從先師、唯用束帛招聘丘園、以儉約待賢、豈其義也。所以漢聘隱士、或乃用羔雁玄纁、蒲輪駟馬、豈止「束帛」之間、而云儉約之事。今觀注意、故爲此解耳。

「賁于丘園帛乃賤賤」
 阮校 岳本・閩・監・毛本同。宋本「園」作「束」、古本・足利本「帛」上有「束」字。○足利八行本は「賁于丘帛乃賤賤」に作る。今は阮刻本のままとする。

「用不士費財物」
 阮校 宋本「用不士」作「則不靡」。閩本作「則不靡」、監・毛本作「則不靡」。○單疏本・廣大本は「靡」字、足利八行本は「靡」字に作る。今は「靡」字に従う。

「不困聘上則丘園之上乃落也」
 阮校 「補」毛本「不困」作「不用」、二「上」字並作「士」字。○單疏本・廣大本・足利八行本は「不用聘士則丘園之士乃落也」に作る。これが正しい。

六五は、丘園に賁る。束帛 賤賤たり。吝あるも、終には吉。

〔處 尊位を得て、飾の主と爲るは、飾の盛んなる者なり。飾を物に施すは、其の道の害なり。飾を丘園に施すは、盛んなること焉より大なるは莫し、故に束帛を賁れば、丘園は乃ち落ち、丘園を賁れば、帛は乃ち「賤賤」たり。用て儉を過ぐる莫く、泰らかにして能く約す、故に必ず「吝」あるも、乃ち「終には吉」を得るなり。〕

「疏」六五賁于丘園」より「終吉」に至るまで。

○正義に曰はく、「丘園に賁る」とは、「丘園」は是れ質素の處なり。六五は「處 尊位を得て、飾の主と爲る」。若し能く飾を施すこと質素の處に在りて、費用を華侈せざれば、則ち束する所の帛は、「賤賤」として衆多なり。

「吝あるも、終には吉」とは、初時は儉約す、故に是れ其の「吝」なり。必ず儉約の「吝」にして、乃て「終には吉」を得て、喜び有るなり。故に（象）に「六五の吉は、喜び有る」と云ふなり。

○注の「處得尊位」より「乃得終吉也」に至るまで。

○正義に曰はく、「飾の主と爲るは、飾の盛んなる者」とは、宮室・輿服の屬の若きは、五 飾主と爲る。施設の華飾 輿服・宮館の物に在るが若きは、則ち大道は損害するなり。

「飾を丘園に施すは、盛んなること焉より大なるは莫し」とは、「丘」は丘墟を謂ひ、「園」は園圃を謂ふ。唯だ草木の生ずる所のみは、是れ質素の處、華美の所に非ず。若し能く飾を施すこと、事毎に質素なること、丘園と相似て、「盛んなること焉より大なるは莫し」。故に「束帛を賁れば、丘園は乃ち落つ」とは、「束帛」は財物なり。

束帛を擧げて之れを言へば、則ち金銀珠玉の等は皆な是れなり。若し此の束帛・珍寶を賁飾すれば、則ち素質の道は乃ち墮落す、故に「丘園は乃ち落つ」と云ふなり。

「丘園を賁れば、帛は乃ち賤賤たり」とは、飾を設くること丘園質素の所に在れば、則ち財物を糜費せず、束帛は乃ち「賤賤」として衆多なり。

諸儒以爲へらく、若し束帛を賁飾するも、用て士を聘せざれば、

則ち丘園の士は乃ち落つるなり。若し丘園の士を賁飾して之れに與ふるときは、故こころに束帛は乃ち「淺淺」たるなり、と。

諸家の《易》を注するや、多く此の解を爲す。但だ今輔嗣の注を案ずるに、全く聘賢の意は無く、且つ爻と象にも、亦た士を待つのの文無し。輔嗣云ふ、「用て儉を過ぐる莫く、泰らかにして能く約す、故に必ず吝あるも、乃ち終には吉を得るなり」と。此れ則ち普く國を爲むるの道は、華侈を尚ばずして、儉約を貴ぶを論ずるなり。若し先師に従ひ、唯だ束帛を用ふるのみにて丘園に招聘するに、儉約を以て賢を待つは、豈に其の義ならんや。漢隱士を聘する所以は、或いは乃ち羔雁・玄纁・蒲輪・駟馬を用ふるに、豈に止だ「束帛」の間のみにして、儉約の事を云はんや。今注の意を觀、故に此の解を爲すのみ。

象曰、六五之「吉」、有喜也。

象に曰はく、六五の「吉」は、喜よろこび有るなり。

上九、白賁、无咎。

〔處飾之終、飾終反素、故任其質素、不勞文飾而「无咎」也。以白爲飾、而无患憂、得志者也。〕

〔疏〕正義曰、「白賁无咎」者、「處飾之終」、飾終則反素、故在其質素、不勞文飾、故曰「白賁无咎」也。守志任眞、得其本性、故象云

「上得志」也。言居上得志也。

〔故在其質素〕 阮校 闕・監・毛本同。岳本・宋本・古本・足利本「在」作「任」是也。疏引亦當依宋本作「任」。◎足利八行本も「任」字に作る。これが正しい。

上九、白く賁る。咎無し。

〔飾の終に處り、飾ること終りて素に反る。故に其の質素に任せ、而も文飾を勞せずして「咎无き」なり。白を以て飾と爲して、而も患憂无きは、志を得る者なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「白く賁る。咎無し」とは、飾の終に處り、飾ること終れば則ち素に反る。故に其の質素に任せ、文飾を勞せず、故に「白く賁る。咎無し」と曰ふなり。志を守り眞に任せ、其の本性を得、故に〔象〕に「上志を得」と云ふなり。上に居りて志を得るを言ふなり。

象曰、「白賁无咎」、上得志也。

象に曰はく、「白く賁る。咎無し」とは、上志を得ればなり。